

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	3	府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（徴収規定等）	
要望項目名	3党合意に基づく税制上の所要の措置の検討	
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） ー ・ 特例措置の内容 「子どもに対する手当の制度のあり方について」（平成23年8月4日民主党・自由民主党・公明党3党幹事長・政調会長合意）に基づき、平成24年度以降の子どものための現金給付の所得制限世帯における所得税及び住民税の扶養控除（所得控除）の廃止による減収に対する必要な税制上、財政上の措置を検討し、平成24年度から所要の措置を講じる。 また、平成24年度以降の子どものための現金給付の所得制限世帯も含めた扶養控除のあり方について、平成24年度税制改正までに総合的に検討する。	
関係条文	○地方税法第2章第1節道府県民税、同法第3章第1節市町村民税 ○平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法附則第2条	
減収見込額	（初年度） ー （ ー ） （平年度） ー （ ー ） （単位：百万円）	
要望理由	（以下については、「子どもに対する手当の制度のあり方について」（平成23年8月4日民主党、自由民主党、公明党3党幹事長・政調会長合意）を踏まえ、今後検討。） （1）政策目的 ー （2）施策の必要性 ー	
本要望に対応する縮減案	ー	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする 社会づくりを推進すること 施策目標3 子育て家庭の生活の安定を図ること 3-1 子育て家庭の生活の安定を図ること
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—
	ページ	3—2

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—